

弁護士報酬等基準（一般）

弁護士小美野達之（大阪弁護士会 登録番号 46625）の弁護士報酬等基準は、以下のとおりです¹。ただし、事件の難易度、要する手続、得られる結果の見込みなどにより、これと異なる条件をご提示させていただく場合もあり、何らの理由を要せず受任をお断りする場合があります。学校法務・教育行政関係事件については、別途の基準を作成しております。

目次

法律相談等.....	6
1 一般法律相談.....	6
(1) 初回法律相談料.....	6
(2) 継続法律相談料.....	6
2 書面による鑑定.....	6
一般民事事件（裁判手続外）.....	6
1 法律関係調査（事実関係調査を含む）.....	6
2 契約書及びこれに準ずる書類の作成.....	6
(1) 定型のもの（経済的利益の額に応じて以下の手数料）.....	6
(2) 非定型のもの（経済的利益の額に応じて以下の手数料）.....	6
(3) 特に複雑・特殊なもの（以下の手数料）.....	6
(4) 公正証書の作成.....	6
3 内容証明郵便作成.....	6
(1) 弁護士名の表示なし.....	6
(2) 弁護士名の表示あり.....	6
4 裁判外での示談交渉.....	6
(1) 着手金.....	7
(2) 報酬金.....	7
5 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく簡易な被害者請求）.....	7
(1) 着手金.....	7
(2) 報酬金（給付金額に応じて以下のとおり。）.....	7
6 契約締結交渉.....	7
(1) 着手金.....	7
(2) 報酬金.....	7
7 任意整理（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる）.....	7
(1) 非事業者.....	7
(2) 事業者.....	7
8 ヤミ金対応.....	7
(1) 非事業者.....	8
(2) 事業者.....	8
9 遺言書作成.....	8
(1) 公正証書以外の遺言.....	8
(2) 定型の公正証書遺言.....	8
(3) 非定型の公正証書遺言（経済的利益の額に応じて以下の手数料）.....	8

¹ 1 以外は、原則として法律相談を行った後、弁護士報酬等見積書を作成させていただき、委任契約書を締結してから事件処理を行います。報酬等は全て消費税別の金額です。

(3) 特に複雑なもの（以下の手数料）	8
10 遺言執行	8
(1) 複雑・特殊でない場合（経済的利益の額に応じて以下の手数料）	8
(2) 複雑・特殊である場合（経済的利益の額に応じて以下の手数料）	8
11 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算）	8
12 会社設立等以外の登記等	8
13 株主総会等指導	9
14 現物出資等証明	9
15 任意後見及び財産管理・身上監護	9
(1) 契約の締結に先立つ調査	9
(2) 契約の締結後の委任事務処理を開始後	9
(3) 契約締結後その効力が生じるまでの間に事理弁識能力の確認等のための訪問	9
一般民事事件（裁判手続等）	9
1 通常訴訟事件（第一審）	9
(1) 着手金	9
(2) 報酬金	9
2 通常訴訟事件（控訴審・上告審）	9
(1) 着手金	9
(2) 報酬金	9
3 境界に関する事件	10
(1) 着手金	10
(2) 報酬金	10
4 少額訴訟に関する事件	10
5 調停事件	10
(1) 着手金	10
(2) 報酬金	10
6 支払督促手続事件	10
(1) 着手金	10
(2) 報酬金	10
7 手形・小切手訴訟事件	10
8 借地非訟事件	11
(1) 着手金（借地権の額に応じて以下のとおり。）	11
(2) 報酬金	11
9 破産の申立事件（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる。）	11
(1) 非事業者（自己破産）	11
(2) 事業者（自己破産）	11
(3) 非事業者（準自己破産又は債権者申立破産）	11
(4) 事業者（準自己破産又は債権者申立破産）	12
(5) その他	12
10 民事再生の申立事件（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる。）	12
(1) 非事業者	12
(2) 事業者	12
(3) 小規模個人再生	12
(4) その他	12
11 特別清算・会社更生の申立事件	12
離婚事件	12
1 交渉事件（離婚、親権者、面会交流並びに婚姻費用及び養育費の請求のみに限る。）	12

(1) 着手金	12
(2) 報酬金	12
2 交渉事件（財産分与及び慰謝料等の請求のみに限る。）	13
(1) 着手金	13
(2) 報酬金	13
3 調停事件（離婚、親権者、養育費の請求のみに限る。）	13
(1) 着手金	13
(2) 報酬金	13
(3) その他	13
4 調停事件（面会交流の請求のみに限る。）	13
(1) 着手金	13
(2) 報酬金	13
(3) その他	13
5 調停事件（監護者指定の請求のみに限る。）	13
(1) 着手金	13
(2) 報酬金	13
(3) その他	13
6 調停事件（婚姻費用の請求のみに限る。）	13
(1) 着手金	13
(2) 報酬金	13
(3) その他	14
7 調停事件（財産分与及び慰謝料の請求のみに限る。）	14
(1) 着手金	14
(2) 報酬金	14
8 審判事件（面会交流の請求のみに限る。）	14
(1) 着手金	14
(2) 報酬金	14
(3) その他	14
9 調停事件（監護者指定の請求のみに限る。）	14
(1) 着手金	14
(2) 報酬金	14
10 審判事件（婚姻費用の請求のみに限る。）	14
(1) 着手金	14
(2) 報酬金	14
11 訴訟事件（離婚、親権者、面会交流並びに婚姻費用及び養育費の請求のみに限る。）	
14	
(1) 着手金	14
(2) 報酬金	14
12 訴訟事件（財産分与及び慰謝料等の請求のみに限る。）	15
(1) 着手金	15
(2) 報酬金	15
保全執行申立事件等	15
1 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経ない場合）	15
(1) 着手金	15
(2) 報酬金	15
2 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経る場合）	15
(1) 着手金	15

(2) 報酬金	15
3 民事執行事件.....	15
(1) 着手金	15
(2) 報酬金	16
4 執行停止事件.....	16
(1) 着手金	16
(2) 報酬金	16
刑事事件・少年事件	16
1 捜査弁護（起訴又は家庭裁判所送致前の弁護）	16
(1) 裁判員裁判非対象事件	16
(2) 裁判員裁判対象事件	16
(3) その他	16
2 公判弁護（第一審）	16
(1) 裁判員裁判非対象事件	16
(2) 裁判員裁判対象事件	17
(3) 保釈	17
3 公判弁護（控訴審・上告審）	17
4 再審請求事件.....	17
5 少年事件（第一審）	17
(1) 原則逆送非対象事件	17
(2) 原則逆送対象事件.....	17
(3) 試験観察.....	17
6 少年事件（抗告審・再抗告審）	17
顧問料.....	18
1 非事業者の場合	18
2 事業者の場合.....	18
出廷日当	18
1 訴訟期日又は審判期日（証人尋問を行う期日を除く。）	18
2 訴訟期日又は審判期日（証人尋問を行う期日）	18
3 調停期日	18
出張日当	18
1 半日	18
2 一日	18
本文に特段の規定がない場合	19
1 着手金及び報酬金を定めるに当たっての経済的利益の額の扱い	19
(1) 算定可能な場合の算定基準	19
(2) 算定不能な場合の算定基準	20
2 弁護士報酬の基準となる事件の数え方等	20
(1) 弁護士報酬の事件・裁判内外・審級ごと計算の原則	20
(2) 引き続き上訴審を受任した場合の報酬金の扱い	20
(3) 依頼者ごとへの請求の原則	20
(4) 紛争の一部が共通する複数事件を受任する場合の弁護士報酬の扱い	20
(5) 複数弁護士による受任の場合の扱い	20
3 弁護士への依頼の成立と処理.....	20
(1) 弁護士への依頼の成立と事件処理の着手	20
(2) 弁護士報酬見積書及び委任契約書の作成	20
(3) 弁護士報酬等基準の性質と増額可能性	20

(4) 依頼の途中終了と清算	20
(7) 弁護士報酬又は実費等の不払いの場合の扱い.....	21

法律相談等

1 一般法律相談

(1) 初回法律相談料

法律相談料 60分まで5000円、以降30分までごとに5000円

(2) 継続法律相談料

法律相談料 30分までごとに5000円

2 書面による鑑定

鑑定料（複雑・特殊でないとき） 10万円～30万円

鑑定料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。

一般民事事件（裁判手続外）

1 法律関係調査（事実関係調査を含む）

手数料（複雑・特殊でないとき） 5万円～20万円

手数料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。

2 契約書及びこれに準ずる書類の作成

(1) 定型のもの（経済的利益の額に応じて以下の手数料）

300万円以下 5万円

300万円を超え3000万円未満 5万円～30万円

3000万円を超え3億円未満 30万円～60万円

3億円を超える 60万円以上

(2) 非定型のもの（経済的利益の額に応じて以下の手数料）

300万円以下 10万円

300万円を超え3000万円未満 1%+7万円

3000万円を超え3億円未満 0.3%+28万円

3億円を超える 0.1%+88万円

(3) 特に複雑・特殊なもの（以下の手数料）

個別に判断いたします。

(4) 公正証書の作成

(1)ないし(3)の手数料に10万円を加える。

3 内容証明郵便作成

(1) 弁護士名の表示なし

お引き受けしておりません。

(2) 弁護士名の表示あり²

手数料（複雑・特殊でないとき） 3万円～5万円

手数料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。

4 裁判外での示談交渉

経済的利益の額に応じて以下のとおり。

² 弁護士名を表示した場合であっても、内容証明郵便の送付のみをご依頼いただいた場合には、相手方との交渉はいたしません。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 着手金 | |
| 300 万円以下 | 8%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 5%+9 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 3%+69 万円 |
| 3 億円を超える | 2%+369 万円 |
| (2) 報酬金 | |
| 300 万円以下 | 16%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 10%+18 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 6%+138 万円 |
| 3 億円を超える | 4%+738 万円 |
- 5 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく簡易な被害者請求）³
- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 着手金 | |
| 一律 3 万円 | |
| (2) 報酬金（給付金額に応じて以下のとおり。） | |
| 150 万円以下 | 5 万円 |
| 150 万円を超える | 2%+5 万円 |
- 6 契約締結交渉
経済的利益の額に応じて以下のとおり。
- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 着手金 | |
| 300 万円以下 | 10 万円 |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 1%+3 万円（最低額 10 万円） |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 0.5%+18 万円 |
| 3 億円を超える | 0.3%+78 万円 |
| (2) 報酬金 | |
| 300 万円以下 | 4%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 2%+6 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 1%+36 万円 |
| 3 億円を超える | 0.6%+156 万円 |
- 7 任意整理（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる）⁴
- | | |
|---|--------------|
| (1) 非事業者 | |
| ア 着手金 | 20 万円～50 万円 |
| イ 報酬金（債務の免除額（利息を含む）及び猶予額に法定利率を乗じた額を経済的利益の額として以下のとおり。） | |
| 300 万円以下 | 4%（最低額 5 万円） |
| 300 万円を超える | 2%+12 万円 |
| (2) 事業者 | |
| お引き受けしておりません。 | |
- 8 ヤミ金対応
ヤミ金業者の数に応じて以下のとおり。

³ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。

⁴ 合意成立後の履行に関する事項を含まないものとします。

(1) 非事業者

ア 着手金

3社以内	20万円
3社以上5社以内	30万円
5社以上10社以内	50万円
10社以上	個別に判断いたします。

イ 報酬金

3社以内	10万円
3社以上5社以内	15万円
5社以上10社以内	25万円
10社以上	個別に判断いたします。

(2) 事業者

ア 着手金 1社につき15万円（10社以上は個別に判断いたします）

イ 報酬金 1社につき10万円（10社以上は個別に判断いたします）

9 遺言書作成

(1) 公正証書以外の遺言

お引き受けしておりません。

(2) 定型の公正証書遺言

手数料 10万円から20万円

(3) 非定型の公正証書遺言（経済的利益の額に応じて以下の手数料）

300万円以下	20万円
300万円を超え3000万円未満	1%+17万円
3000万円を超え3億円未満	0.3%+38万円
3億円を超える	0.1%+98万円

(3) 特に複雑なもの（以下の手数料）

個別に判断いたします。

10 遺言執行⁵

(1) 複雑・特殊でない場合（経済的利益の額に応じて以下の手数料）

300万円以下	30万円
300万円を超え3000万円未満	2%+24万円
3000万円を超え3億円未満	1%+54万円
3億円を超える	0.5%+204万円

(2) 複雑・特殊である場合（経済的利益の額に応じて以下の手数料）

個別に判断いたします。

11 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算）

お引き受けしておりません。

12 会社設立等以外の登記等

お引き受けしておりません。

⁵ 遺言執行に裁判手続を要する場合には、遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬を請求します。

1 3 株主総会等指導

お引き受けしておりません。

1 4 現物出資等証明

お引き受けしておりません。

1 5 任意後見及び財産管理・身上監護

(1) 契約の締結に先立つ調査

手数料（複雑・特殊でないとき） 5万円～20万円

手数料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。

(2) 契約の締結後の委任事務処理を開始後⁶

ア 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合

手数料 月額 5000円～5万円

イ 上記に加え収益不動産の管理等の継続的な事務の処理を行う場合

手数料 月額 5000円～5万円

(3) 契約締結後その効力が生じるまでの間に事理弁識能力の確認等のための訪問

手数料 1回 5000円～3万円

一般民事事件（裁判手続等）

1 通常訴訟事件（第一審）⁷

経済的利益の額に応じて以下のとおり。

(1) 着手金

300万円以下 8%（最低額 10万円）

300万円を超え 3000万円未満 5%+9万円

3000万円を超え 3億円未満 3%+69万円

3億円を超える 2%+369万円

(2) 報酬金

300万円以下 16%（最低額 10万円）

300万円を超え 3000万円未満 10%+18万円

3000万円を超え 3億円未満 6%+138万円

3億円を超える 4%+738万円

2 通常訴訟事件（控訴審・上告審）

経済的利益の額に応じて以下のとおり。

(1) 着手金

300万円以下 8%（最低額 10万円）

300万円を超え 3000万円未満 5%+9万円

3000万円を超え 3億円未満 3%+69万円

3億円を超える 2%+369万円

(2) 報酬金

300万円以下 16%（最低額 10万円）

⁶ 不動産の処理等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬が発生します。

⁷ 裁判外での示談交渉又は調停事件から引き続き受任する場合には、着手金を2分の1とする。

300 万円を超え 3000 万円未満	10%+18 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	6%+138 万円
3 億円を超える	4%+738 万円
3 境界に関する事件 ⁸	
(1) 着手金	
30 万円～60 万円	
(2) 報酬金	
30 万円～60 万円	
4 少額訴訟に関する事件	
お引き受けしておりません。	
5 調停事件 ⁹	
経済的利益の額に応じて以下のとおり。	
(1) 着手金	
300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円
(2) 報酬金	
300 万円以下	16%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	10%+18 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	6%+138 万円
3 億円を超える	4%+738 万円
6 支払督促手続事件	
(1) 着手金	
300 万円以下	2%（最低額 5 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	1%+3 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	0.5%+18 万円
3 億円を超える	0.3%+78 万円
(2) 報酬金 ¹⁰	
300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円
7 手形・小切手訴訟事件	
お引き受けしておりません。	

⁸ 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

⁹ 裁判外での示談交渉から引き続き受任する場合には、着手金を 2 分の 1 とする。

¹⁰ 支払督促手続事件の報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。

8 借地非訟事件

(1) 着手金（借地権の額に応じて以下のとおり。）

5000 万円以下	20 万円～50 万円
5000 万円を超える	0.5%+25 万円

(2) 報酬金

ア 申立人（申立認容の場合）

借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円

イ 相手方（申立却下又は介入権の容認の場合）

借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円

ウ 相手方（賃料の増額の容認の場合）

賃料増額分の 7 年分を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円

エ 相手方（財産上の給付の容認の場合）

財産上の給付額を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円

9 破産の申立事件（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる。）

(1) 非事業者（自己破産）

ア 着手金 30 万円～

イ 報酬金（免責となった場合、債権総額に応じて以下のとおり。）

300 万円以下	4%（最低額 5 万円）
300 万円を超える	2%+12 万円

(2) 事業者（自己破産）

ア 着手金 50 万円～

イ 報酬金（債権総額に応じて以下のとおり。）

300 万円以下	4%（最低額 5 万円）
300 万円を超える	2%+12 万円

(3) 非事業者（準自己破産又は債権者申立破産）

ア 着手金 50 万円～

イ 報酬金（配当となった場合、配当金額を経済的利益の額として以下のとおり。）

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円

- | | |
|--|-------------------------------|
| 3 億円を超える | 2%+369 万円 |
| (4) 事業者（準自己破産又は債権者申立破産） | |
| ア 着手金 | 100 万円～ |
| イ 報酬金（配当となった場合、配当金額を経済的利益の額として以下のとおり。） | |
| 300 万円以下 | 8%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 5%+9 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 3%+69 万円 |
| 3 億円を超える | 2%+369 万円 |
| (5) その他 | |
| 手数料 ¹¹ | 申立後 3 か月を超える場合、1 か月までごとに 1 万円 |

10 民事再生の申立事件（財産、債務、関係人の数等の事件の規模に応じる。）

- | | |
|---|-------------------------------|
| (1) 非事業者 | |
| ア 着手金 | 40 万円～ |
| イ 報酬金（債務の免除額（利息を含む）及び猶予額に法定利率を乗じた額を経済的利益の額として以下のとおり。） | |
| 300 万円以下 | 4%（最低額 5 万円） |
| 300 万円を超える | 2%+12 万円 |
| (2) 事業者 | |
| ア 着手金 | 100 万円～ |
| イ 報酬金（債務の免除額（利息を含む）及び猶予額に法定利率を乗じた額を経済的利益の額として以下のとおり。） | |
| 300 万円以下 | 4%（最低額 5 万円） |
| 300 万円を超える | 2%+12 万円 |
| (3) 小規模個人再生 | |
| ア 着手金 | 30 万円～ |
| イ 報酬金（債務の免除額（利息を含む）及び猶予額に法定利率を乗じた額を経済的利益の額として以下のとおり。） | |
| 300 万円以下 | 4%（最低額 5 万円） |
| 300 万円を超える | 2%+12 万円 |
| (4) その他 | |
| 手数料 ¹² | 申立後 3 か月を超える場合、1 か月までごとに 2 万円 |

11 特別清算・会社更生の申立事件

お引き受けしておりません。

離婚事件

- | | |
|--|-------------|
| 1 交渉事件（離婚、親権者、面会交流並びに婚姻費用及び養育費の請求のみに限る。） | |
| (1) 着手金 | 20 万円～50 万円 |
| (2) 報酬金 | 30 万円～60 万円 |

¹¹ 案件を管理するための手数料として、(1)又は(2)とは別途、いただく報酬等です。

¹² 案件を管理するための手数料として、(1)又は(2)とは別途、いただく報酬等です。

2 交渉事件（財産分与及び慰謝料等の請求のみに限る。）

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 着手金 | |
| 300 万円以下 | 8%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 5%+9 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 3%+69 万円 |
| 3 億円を超える | 2%+369 万円 |
| (2) 報酬金 | |
| 300 万円以下 | 16%（最低額 10 万円） |
| 300 万円を超え 3000 万円未満 | 10%+18 万円 |
| 3000 万円を超え 3 億円未満 | 6%+138 万円 |
| 3 億円を超える | 4%+738 万円 |

3 調停事件（離婚、親権者、養育費の請求のみに限る。）¹³

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 着手金 | |
| 20 万円～50 万円 | |
| (2) 報酬金 | |
| 30 万円～60 万円 | |
| (3) その他 | |
| 出廷日当 | 期日 1 回につき 1 万円 |

4 調停事件（面会交流の請求のみに限る。）¹⁴

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 着手金 | |
| 20 万円 | |
| (2) 報酬金 | |
| 月 1 回以上の交流が実現した場合 20 万円 | |
| (3) その他 | |
| 出廷日当 | 期日 1 回につき 1 万円 |
| 日当 | 面会交流に立ち会う場合、1 回 3 万円 |

5 調停事件（監護者指定の請求のみに限る。）¹⁵

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 着手金 | |
| 30 万円 | |
| (2) 報酬金 | |
| 監護者に指定された場合 30 万円 | |
| (3) その他 | |
| 出廷日当 | 期日 1 回につき 1 万円 |

6 調停事件（婚姻費用の請求のみに限る。）¹⁶

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 着手金 | |
| 20 万円 | |
| (2) 報酬金 | |
| 現実に支払いを受けた金額を経済的利益の額として、一律 15% | |

13

14

15

16

- (3) その他
出廷日当 期日 1 回につき 1 万円
- 7 調停事件（財産分与及び慰謝料の請求のみに限る。）¹⁷
- (1) 着手金
300 万円以下 8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満 5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満 3%+69 万円
3 億円を超える 2%+369 万円
- (2) 報酬金
300 万円以下 16%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満 10%+18 万円
3000 万円を超え 3 億円未満 6%+138 万円
3 億円を超える 4%+738 万円
- 8 審判事件（面会交流の請求のみに限る。）¹⁸
- (1) 着手金
30 万円
- (2) 報酬金
月 1 回以上の交流が実現した場合 30 万円
- (3) その他
日当 面会交流に立ち会う場合、1 回 3 万円
- 9 調停事件（監護者指定の請求のみに限る。）¹⁹
- (1) 着手金
50 万円
- (2) 報酬金
監護者に指定された場合 50 万円
- 10 審判事件（婚姻費用の請求のみに限る。）²⁰
- (1) 着手金
20 万円
- (2) 報酬金
現実に支払いを受けた金額を経済的利益の額として、一律 15%
- 11 訴訟事件（離婚、親権者、面会交流並びに婚姻費用及び養育費の請求のみに限る。）
- (1) 着手金
30 万円～60 万円
- (2) 報酬金
30 万円～60 万円

17

18

19

20

1 2 訴訟事件（財産分与及び慰謝料等の請求のみに限る。）

(1) 着手金	
300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	3%+69 万円
3 億円を超える	2%+369 万円
(2) 報酬金	
300 万円以下	16%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	10%+18 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	6%+138 万円
3 億円を超える	4%+738 万円

保全執行申立事件等

1 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経ない場合）

(1) 着手金	
300 万円以下	4%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	2.5%+4 万 5000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	1.5%+34 万 5000 円
3 億円を超える	1%+184 万 5000 円
(2) 報酬金 ²¹	
300 万円以下	4%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	2.5%+4 万 5000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	1.5%+34 万 5000 円
3 億円を超える	1%+184 万 5000 円

2 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経る場合）

(1) 着手金	
300 万円以下	4.3%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	3%+5 万 4000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	1.8%+41 万 4000 円
3 億円を超える	1.2%+221 万 4000 円
(2) 報酬金 ²²	
300 万円以下	4.3%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	3%+5 万 4000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	1.8%+41 万 4000 円
3 億円を超える	1.2%+221 万 4000 円

3 民事執行事件²³

(1) 着手金	
300 万円以下	4%（最低額 10 万円）

²¹ 保全申立事件により本案の目的を達成した場合又は和解が成立した場合には、通常訴訟事件（第一審）の報酬金を基準とします。

²² 保全申立事件により本案の目的を達成した場合又は和解が成立した場合には、通常訴訟事件（第一審）の報酬金を基準とします。

²³ 本案事件とは別途の受任となります。

300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
(2) 報酬金	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円

4 執行停止事件

(1) 着手金	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
(2) 報酬金	
事件が重大・複雑な場合に限り、経済的利益の額に応じて以下のとおり。	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円

刑事事件・少年事件

1 捜査弁護（起訴又は家庭裁判所送致前の弁護）

(1) 裁判員裁判非対象事件	
ア 着手金	30万円
イ 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの）	
不起訴又は不送致	30万円から 50万円
一部不起訴又は不送致（当初罪名からの縮小を含む）	10万円から 30万円
略式命令請求	10万円から 30万円
(2) 裁判員裁判対象事件	
ア 着手金	50万円
イ 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの）	
不起訴又は不送致	100万円から 150万円
一部不起訴又は不送致（当初罪名からの縮小を含む）	50万円から 100万円
略式命令請求	50万円から 100万円
(3) その他	
手数料 ²⁴	1か月を超える場合、1か月までごとに 1万円

2 公判弁護（第一審）²⁵

(1) 裁判員裁判非対象事件	
ア 着手金	20万円

²⁴ 案件を管理するための手数料として、(1)又は(2)とは別途、いただく報酬等です。

²⁵ 捜査弁護から引き続き受任する場合には、着手金を 2分の1 とします。

- | | | |
|-----|-------------------------------------|--------------|
| イ | 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの） | |
| | 無罪 | 50万円から100万円 |
| | 一部無罪（起訴罪名からの縮小を含む） | 20万円から50万円 |
| | 刑の執行猶予 | 20万円から50万円 |
| | 求刑からの減刑 | 10万円から30万円 |
| (2) | 裁判員裁判対象事件 | |
| ア | 着手金 | 100万円 |
| イ | 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの） | |
| | 無罪 | 150万円から250万円 |
| | 一部無罪（起訴罪名からの縮小を含む） | 100万円から150万円 |
| | 刑の執行猶予 | 100万円から150万円 |
| | 求刑からの減刑 | 30万円から50万円 |
| (3) | 保釈 | |
| ア | 着手金 | 10万円 |
| イ | 報酬金 | 10万円から30万円 |
| 3 | 公判弁護（控訴審・上告審） | |
| | 事案の内容、難易度、予想される結果などをもとに、個別に判断いたします。 | |
| 4 | 再審請求事件 | |
| | 事案の内容、難易度、予想される結果などをもとに、個別に判断いたします。 | |
| 5 | 少年事件（第一審） ²⁶²⁷ | |
| (1) | 原則逆送非対象事件 | |
| ア | 着手金 | 30万円 |
| イ | 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの） | |
| | 審判不開始 | 10万円から50万円 |
| | 非行事実の一部不認定（送致罪名からの縮小を含む） | 20万円から50万円 |
| | 不処分 | 30万円から50万円 |
| | 保護観察 | 20万円から30万円 |
| (2) | 原則逆送対象事件 | |
| ア | 着手金 | 50万円 |
| イ | 報酬金（複数に該当する場合には最も高額のもの） | |
| | 審判不開始 | 50万円から100万円 |
| | 非行事実の一部不認定（送致罪名からの縮小を含む） | 30万円から50万円 |
| | 不処分 | 50万円から150万円 |
| | 保護観察 | 50万円から100万円 |
| | 少年院送致 | 20万円から30万円 |
| (3) | 試験観察 | |
| | 手数料 ²⁸ | 1か月までごとに5万円 |
| 6 | 少年事件（抗告審・再抗告審） | |
| | 事案の内容、難易度、予想される結果などをもとに、個別に判断いたします。 | |

²⁶ 捜査弁護から引き続き受任する場合には、着手金を2分の1とします。

²⁷ 逆送後も引き続き受任する場合には、着手金を2分の1とします。

²⁸ 案件を管理するための手数料として、(1)又は(2)とは別途、いただく報酬等です。

顧問料

- 1 非事業者の場合
顧問料 月額 1 万円以上
- 2 事業者の場合
顧問料 月額 5 万円以上

出廷日当

- 1 訴訟期日又は審判期日（証人尋問を行う期日を除く。）
出廷日当 期日 1 回につき 5000 円
- 2 訴訟期日又は審判期日（証人尋問を行う期日）
出廷日当 期日 1 回につき 1 万円
- 3 調停期日
出廷日当 期日 1 回につき 1 万円

出張日当

- 1 半日
弁護士を 2 時間～4 時間拘束する場合に以下の金額
出張日当（半日） 1 回につき 4 万円
- 2 一日
弁護士を 4 時間以上拘束する場合に以下の金額
出張日当（一日） 1 回につき 8 万円

本文に特段の規定がない場合

- 1 着手金及び報酬金を定めるに当たっての経済的利益の額の扱い

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により法律上の権利利益を確保した経済的利益（現実の回収の有無を問わない。）の額をそれぞれ基準として算定する。

 - (1) 算定可能な場合の算定基準
 - ア 金銭債権

債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
 - イ 将来の債権

債権総額から中間利息を控除した額
 - ウ 継続的給付債権

債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の
 - エ 賃料増減額請求事件

増減額分の 7 年分の額
 - オ 所有権

対象たる物の時価相当額
 - カ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権

対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
 - キ 建物についての所有権に関する事件

建物の時価相当額に敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
 - ク 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件

カにその敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
 - ケ 地役権

承役地の時価の 2 分の 1 の額
 - コ 担保権

被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
 - サ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件

オ、カ、ケ及びコに準じた額
 - シ 詐害行為取消請求事件

取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
 - ス 共有物分割請求事件

対象となる特分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
 - セ 遺産分割請求事件

対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の 3 分の 1 の額
 - ソ 遺留分減殺請求事件

対象となる遺留分の時価相当額
 - タ 金銭債権についての民事執行事件

請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

(2) 算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

2 弁護士報酬の基準となる事件の数え方等

(1) 弁護士報酬の事件・裁判内外・審級ごと計算の原則

弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。

(2) 引き続き上訴審を受任した場合の報酬金の扱い

同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受ける。

(3) 依頼者ごとへの請求の原則

弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

(4) 紛争の一部が共通する複数事件を受任する場合の弁護士報酬の扱い

紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。

(5) 複数弁護士による受任の場合の扱い

一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を依頼することができる。

3 弁護士への依頼の成立と処理

(1) 弁護士への依頼の成立と事件処理の着手

弁護士への依頼は、委任契約書の作成時に成立し、着手金の支払いをもって弁護士は依頼された事件の処理に着手します。単に一般法律相談を受け又は書面による鑑定を得たのみでは、弁護士への依頼が成立したとはいえません。

委任契約書が作成され及び着手金が支払われるまでの間、弁護士は事件の処理に着手せず、このことによつて依頼者に生じたいかなる損害についても弁護士は責任を負いません。

(2) 弁護士報酬見積書及び委任契約書の作成

弁護士への依頼を検討される場合には、弁護士報酬見積書を作成いたします。また、弁護士への依頼をされる場合には、依頼者と弁護士との間で、委任契約書を作成いたします。

弁護士報酬見積書及び委任契約書の内容を良く確かめて、疑問がある場合には、ご遠慮なく弁護士までお問い合わせください。

(3) 弁護士報酬等基準の性質と増額可能性

弁護士報酬等基準に記載してある弁護士報酬はあくまでも目安です。事件等が特に重大若しくは複雑であるとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は依頼をいただいてから同様の事情が生じたときは、弁護士費用の増額を求めることがあります。

(4) 依頼の途中終了と清算

事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて清算します。ただし、着手金については、いかなる事情があっても返還しません。

弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者

に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができます。

(7) 弁護士報酬又は実費等の不払いの場合の扱い

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

以 上